

【目次】

序章

第一部 足利義政の時代

第一章 歌人足利義政伝

第二章 『慈照院自歌合』について

第三章 義政の家集および連歌資料について

第四章 足利義政の詠風

第二部 正徹と招月庵歌壇

第一章 天理図書館蔵『招月庵詠歌・四十二番歌合』の基礎的考察

第二章 招月庵歌壇について

—四十二番歌合から—

第三部 武家歌壇とその周辺

第一章 文明十四年將軍家千首について

第二章 室町時代公武月次歌会について

第三章 禁裏着到和歌の成立

第四章 歌書本文の形成と内題における「続歌」の機能

—文明十三年着到千首から—

終章

附録：足利義政全歌集

初句索引

## 【総論】

本論文は、室町時代中期に公武の頂点にあった室町殿（足利将軍家の家督）の和歌事績を整理・検討し、彼らが築いた作歌コミュニティ（歌壇）の実相解明を目指すものである。

和歌の権威は中世期に確立する。古代から中世にかけて作歌人口が増加すると、歌人たちは為政者や歌道家のもとで、作歌のためのコミュニティ、すなわち歌壇を形成する。歌壇はしばしば政治権力と強く結びつき、和歌と政治とは相互にその権威を高め合うようになる。歌壇史研究は、こうした歌人社会を牽引する為政者・歌道家の動向に焦点をあてて、通時的に分析することで、和歌の社会的意義・機能の解明を目指す研究領域である。

室町時代、時の為政者として公武の頂点にあったのは足利将軍家である。京都を政治の拠点とした彼らは、代々公家文化に親しみ、歌道についても強い関心を示した。特に有名なのが、武家執奏（＝将軍による天皇への要請）による勅撰和歌集への関与である。

延文元年（1356）六月、初代尊氏は後光厳天皇に勅撰集撰進を申し入れ、同四年十二月に二条為定を撰者とした十八番目の新千載和歌集が成る。以降、歴代将軍はこれを佳例とし、二代義詮は新拾遺和歌集、三代義満は新後拾遺和歌集、六代義教は新続古今和歌集をそれぞれ成立させている。本来、天皇（上皇）の治世を象徴するものであったはずの勅撰和歌集は、将軍家の一代を記念する性格を帯びるようになるのである。

三代義満の時代に、将軍家の当主は公武の最高権力者として「室町殿」と称されるようになる。将軍は大臣・准三后として公家にも君臨し、自邸での和歌会や歌合をしきりに開催し始める。この後、六代義教の時代には室町殿での月次歌会が定例行事となり、九代義尚に至っては勅撰集に替わる、和歌打聞（仮称撰藻鈔）の編纂を自ら企画する。室町殿の和歌への関心は時代が下るとともに高まりをみせ、その歌壇は京洛文壇の中樞を担うまでに成長を遂げるのである。

本論文はこうした足利将軍家の和歌コミュニティ、すなわち室町殿歌壇の動静に着目し、歴代でも文化愛好で名高い室町殿、八代将軍足利義政（1436～1490）の治世を中心に、同時代歌壇の諸問題を三部十章にわたって取り上げ、政治権力と和歌との関わりについて、多角的に分析する。室町社会において権力者の作歌活動がいかなる意義や機能を有していたのか、その実態に迫るものである。

## 【各章の要約】

### 第一部 足利義政の時代

第一部「足利義政の時代」では、室町幕府八代将軍義政の和歌事績を検討する。義政は周知のごとく、「東山文化」の体現者とされ、早くから文化面での治功が注目・評価されてきた人物である。しかし、その和歌事績に対する従来の言及は意外なほどに少なく、専門的な検討は皆無で、半世紀以上進歩していない。歌壇史研究では父義教や息子義尚と比しても立ち遅れており、室町殿歌壇を通時的に検討する上で義政期は大きな空白となっている。

だが言及の乏しさは、事績の不足を意味しない。改めて義政の和歌事績を整理すると、幼少から晩年まで、およそ 40 年間にわたる継続的な作歌が認められ、その間に残した現存歌も 1500 首をこえる。40 年という歌歴は、父義教（13 年間）や息子義尚（16 年間）と比しても遥かに長期であり、現存歌数においても将軍家歴代で最多である。これは、室町殿としての歌壇の動向、詠風の変遷を通時的に検討するに十分な数字といえる。

ここでは、こうした義政の歌人面に関し、伝記、現存歌、詠風という三つの側面から総合的な検討を行い、その全人的な復原を試みる。

#### 第一章 歌人足利義政伝

本章では、諸文献に見える義政の和歌事績を抽出し、政治動向と対照しながら、歌人としての生涯を考証した。

義政の作歌歴は家督継承から晩年までおよそ 40 年間にわたるが、彼の和歌への姿勢は、治世中におこった応仁・文明の乱（以下「応仁の乱」）を境に大きく変化する。乱前の義政のライフワークは、室町殿として、範たるべき父祖（特に三代義満）と同じ官位を辿り、政事・儀礼をこなすことにあった。和歌についても同様に、その作歌活動は勅撰和歌集執奏や晴御会参仕等、先例踏襲を期した修練に位置付けてよい。

そうした中、応仁の乱が勃発すると、公武の年中行事は多く断絶するが、天皇・上皇が戦火を避けて室町第に移住したこともあり、京都歌壇はかえって活況を呈すようになる。連日連夜の酒宴に加え、不定期の歌会、連歌が盛んに催されているが、義政はこの環境下で次第に歌壇の指導者的地位を担うようになる。歌会や着到和歌で題者や点者等

をつとめるのはもちろん、武家被官への作法指導や、家司の詠作への添削まで行っており、その行動は従来の室町殿の立場を超えている。

室町殿の威信は応仁の乱以後、急速に低下する。しかし、義政期までかろうじて権勢が保たれているのには、こうした義政個人の文化・文芸面での治績が、少なからず影響しているように思われる。

## 第二章 『慈照院自歌合』について

第二章と第三章では、義政の現存和歌・連歌資料を検討した。義政の現存歌には、家集や定数歌のほか、歌会資料等にみえる散在歌があり、総数は1500首を超えるが、和歌事績と同様、これらに関する先行研究は僅少であり、各詠の真偽や年代、本文批判にいたるまで課題が山積している。義政の詠風を分析するためには、信頼に足る和歌本文を確定させる必要がある。

本章では、義政晩年の著作、『慈照院自歌合』につき、基礎的側面の考察を行った。まず伝本につき、現存する22本を精査し、本文を2系統4類に分類した。その上で本文批判を行い、写本系第1類に属する未紹介伝本、宮内庁書陵部蔵桂宮本（510・38、「歌合」所収）を最善本に位置づけた。

ついで自歌合収録歌と、その出典（定数歌や歌会）との照合をとおして、一部伝本の識語にある「文明十五年（1483）正月」という成立年代の検証を行った。その結果、収録歌のうち最新のもの、すなわち成立下限を示す詠は、文明十四年八月十一日の將軍家千首歌会への出詠歌であり、これは識語の内容に矛盾しないため、本書の成立が文明十五年正月である蓋然性は極めて高いと結論した。

成立年次の確定をうけ、最後に本自歌合をものした義政の編集意図を考察した。文明十五年は、義政の室町殿引退の年にあたる。「過去の自詠を集める」という自歌合の制作には、これを記念する義政の意図が汲み取れることを指摘した。

## 第三章 義政の家集および連歌資料について

本章では、義政の家集（個人歌集）と連歌資料の基礎的側面を検討した。

義政の家集については、(1)『慈照院殿義政公御集』（部類家集）と(2)『源義政集』（定数歌集成）の二種を取り上げ、諸本の整理、収録歌の検証、善本の探索を行った。

(1)『慈照院殿義政公御集』は、『新編私家集大成』にも収録される最も著名な義政の家集だが、これまでも聖護院道興詠の混入が指摘される等、純粋な義政家集とはみなされていない。改めて全体を検証するに、従来の指摘以上に他人詠の混入が確認され、もはや義政の著作として読解利用には供せないことが決定的となった。なお、同集内の義政詠と他人詠との区別を容易にするため、「[別表] 慈照院殿義政公御集(家集(1)) 他出一覧表」を作成し、章末に示した。

(2)『源義政集』は、義政の六種の定数歌を集めた、真作として確実なものである。ただし、共通祖本の段階で脱落歌を有しており、諸本異同も激しいため、現行の翻刻テキストでの読解には課題が残る。そこで本章では、これと同内容の善本、肥前島原松平文庫本を紹介した。該本は定数歌六種を一冊ずつ書写した写本群であり、外題に「飛鳥井栄雅歌書写」という共通の傍記をもつ。(2)『源義政集』では脱落している和歌も留めており、本文も良質であるため、義政詠の読解研究を行う上で基礎とすべき資料であることを指摘した。

また、外題注記「飛鳥井栄雅歌書写」を有する写本は、連歌資料にも存在していることを指摘した(『愚句』・『長祿二年独吟百韻』・『応仁元年独吟百韻』)。これらは従来、外題の注記から飛鳥井雅親(法名栄雅)の著作として検討が進められていたものだが、和歌資料の例からみれば義政の著作である可能性が高い。そこで内容を内外の徴証から再検討し、すべて義政の作品であると結論した。このうち、特に連歌句集『愚句』については、雅親の句集として早くより珍重され、複数回の翻刻・影印が行われているため、内容を義政のものとして、至急考察し直す必要がある。

#### 第四章 足利義政の詠風

第三章までの検討を基礎に、本章では、義政詠の通時的な読解分析を試みた。義政の作歌環境は、居所や社会の動静によって以下の3期に区分出来る。

- ・前期 応仁の乱勃発以前(1447～1466)
- ・中期 乱中から義政の長谷岩倉隠棲まで(1467～1481)
- ・後期 長谷岩倉隠棲以後(1481～1490)

前期の詠作をみるに、義政詠の表現は、全体に当時の題詠論に基づいた穏当なものであり、同時代歌人と特別差異を感じさせるものではない。しかし、応仁の乱が勃発する

中期になると、

このごろはたえず野にふす武士（もののふ）の山こゆる雁もつらぞ乱るる

（『文明元年百首』・46・山雁）

かげたかく連なる枝の契りゆへむかしや桐の葉をきざみけん

（『文明二年一字題百首』・79・桐）

等、「雁行の乱れ」の故事を用いて戦乱の実状を詠じるもの、「桐葉封弟」の故事をもって当時敵対していた弟義視への胸懷を詠みこむ例がみえ、題詠のなかにも真情が反映されるようになる。

さらに長谷岩倉山荘、ついで東山山荘に隠退した後期には、

年を経てめでこし春のつもりてや老ゆへ月の霞そふらむ

（『公宴続歌』・文明十四年二月十八日内裏月次御会・4057・春月）

等、『伊勢物語』の古歌「おほかたは月をもめでここれぞこの積れば人の老となるもの」（第88段）を踏まえながら、題詠の中に自らの老い実情を詠み込む例、あるいは、

我いほは月まつ山の麓にて他所より遅き影をしぞ思ふ

（『文明十七年四月五十首』・25・待月）

等、自身の東山山荘を詠む例がみえるようになる。このように義政の和歌には、環境に応じた作風の変化が看取され、そこには「義政詠」と呼ぶにふさわしい、個性の表出認められることを指摘した。

## 第二部 正徹と招月庵歌壇

第一部の検討を通して、従来考察が不足していた足利義政期の室町殿歌壇の実態が概ね把握された。これをうけ以下では、義政と同時代に存在した周辺歌壇に注目し、各問題について分析する。第二部においては、義政と同時代に活動し、彼に『源氏物語』の講義を行ったことでも知られる歌僧、清巖正徹（1381-1459）が形成した招月庵歌壇の実態につき、学界未紹介資料である天理図書館蔵『招月庵詠歌・四十二番歌合』（911・25-イ 59）の分析を通して明らかにする。

## 第一章 天理図書館蔵『招月庵詠歌・四十二番歌合』の基礎的考察

天理図書館蔵『招月庵詠歌・四十二番歌合』は、正徹晩年の事績に関わる歌書資料で、正徹の家集「招月庵詠歌」と康正二年六月二十三日開催の「四十二番歌合」の二書からなる写本である。本章では、本書の紹介と基礎的整理を行い、特に「招月庵詠歌」につき、収録歌の他出状況の調査を行い、その編纂過程の復原を試みた。

「招月庵詠歌」は、総歌数 307 首。これまで知られていなかった正徹の部類家集である。既知の家集との重出歌は 203 首で、のこる 104 首が本集独自の新出歌となる。ここでは重出歌のうち、その大部分を占める、日次系草根集との本文比較を行い、これが既存の家集の抄出ではなく、未知の歌会歌稿（懐紙・短冊）をもとに編纂された家集であることを明らかにした。

## 第二章 招月庵歌壇について —四十二番歌合から—

ついで本章では、「四十二番歌合」につき、その意義を多角的に検討した。

四十二番歌合は、康正二年（1456）六月二十三日に開催された正徹判の歌合であり、草根集（正徹家集）の記述と照合すると、「恩徳院」なる寺院で開催された月例の歌合（月次歌合）のひとつであることが判明する。恩徳院は正徹の幼少より縁の深い寺院であり、草根集の記述から、その晩年まで同所の月次歌会や歌合に参加していたことが指摘されている。本章ではこの恩徳院の和歌興行を再検討し、これが正徹をはじめとした招月庵の歌人が主体となって運営した招月庵の興行であることを明らかにした。要するに、恩徳院歌合は招月庵歌壇の歌合であり、四十二番歌合はそれを留めた写本といえるのである。従来、不明な点が多かった招月庵歌壇の構成を今に伝える現状唯一の資料として大きな価値をもつ点を指摘した。

さらに出詠歌から招月庵歌壇の詠風を分析した。本歌合における正徹詠には、「遠夕立」の題詠、「声きくは夕立涼しなみたかみ濁てくだる川上のやま」（八番右）のように、歌題の処理という点で、既存の枠組みにとらわれない自由な発想が看取される。

一方で門人たちの詠は、表現上の奇抜さは認められるものの、題詠という側面では伝統的修辞の範疇にあり、正徹に匹敵ないし追従するような動きはみられない。正徹の死後、招月庵歌壇が衰退に向かったことは周知の事実であるが、その要因には歌風の不継承という問題が内在しているように思われる。

### 第三部 武家歌壇とその周辺

第三部では、義政の父義教・息子義尚を含めた武家歌壇、及び隣接する禁裏歌壇に関する諸問題を取りあげ、それぞれ検討を行った。

#### 第一章 文明十四年将軍家千首について

本章では、室町幕府九代将軍足利義尚（1465～1489）が文明十四年（1482）八月十一日に主催した千首歌会（「将軍家千首」）を取り上げ、その初期歌壇の形成過程を検討した。義尚の事績を精査するに、彼の作歌活動が活発化するのには文明十四年であり、そこには父義政の政務引退、歌道師範飛鳥井雅康の出家が影響していると思しい。同年に開催した「将軍家千首歌会」は、自身の政務開始を明示するためのデモンストレーションとみられることを指摘した。

また、将軍家千首は後代写本として伝わった歌書でもある。従来、検討された形跡が皆無のため、諸本の調査・本文批判を行い、天理図書館蔵『武家千首 九条家本』（911・25-イ 43）を最善本として指摘した。さらに『将軍家千首』に取材する近世期の歌書類を検討し、本書が後代に受容された時代に孤立しない歌書であったことも指摘した。

#### 第二章 室町時代公武月次歌会について

本章では、室町期に禁裏（後花園天皇・後土御門天皇）と室町殿（義教・義政・義尚）で催行された月例の歌会、すなわち月次歌会に注目し、両者の構成と経営実態を概観しながら、相互の関係性および、この間に勃発した応仁の乱（1467～1477）の影響を分析した。

公武の月次歌会は、それぞれ後花園天皇（1419～1471）と六代将軍義教（1394～1441）の時代より催行が把握されるようになる。八代義政が元服と前後して作歌活動を開始すると、後花園天皇は「禁裏外様月次歌会」を創設し、公武歌壇の協調をはかる。この体制は応仁の乱勃発まで継続するが、次代の後土御門天皇（1442～1500）と義尚には引き継がれず、以降月次歌会は各歌壇による個別運営の時代となる。

応仁の乱は確かに、公武歌壇の協調体制を瓦解させたという点で、歌壇史上の画期と認められる。しかし、室町時代の歌壇運営を月次歌会から眺めたとき、例外といえるのはむしろ、後花園・義政期における協調体制といえる。より重大な画期は、これを惹起



したのであろう禁闕の変（1443）に定めるべきと結論した。

### 第三章 禁裏着到和歌の成立

本章および、つづく第四章では、後土御門天皇の禁裏歌壇で新たに恒例行事として成立した「着到和歌」につき検討した。着到和歌は複数人が指定の場所に出向き、和歌を毎日一首ずつ、百日間で百首を詠む詠歌形式である。近年、資料紹介が相次いでいるものの、成立や具体的な進行等、興行としての側面に関しては未だ不明な点が多い。

本章では、着到和歌が禁裏の行事として成立するまでの過程を検討し、その淵源の解明を試みた。先行研究において着到和歌は、後土御門天皇が主催した文明四年（1472）九月九日起日（開始日）のものが嚆矢と指摘されているが、この時点において、形式がある程度整備されており、前身となる興行の存在を予想させる。

そこで記録にあたると、和歌に限らず諸芸を百日間継続するという行事（「百日興行」と総称した）が、中世以降散見されるようになる。百日興行の起日は当初一定でないが、室町期には概ね桃花・重陽の節句に定められる。「百日間の興行」・「節句を起日とする」という共通点から禁裏着到和歌の前身と結論してよい。

但し、これら百日興行が、和歌のものを含めて「着到」と称された例はなく、これは禁裏着到和歌独自の要素である。ここでの着到とは室町期に制度化した「禁裏小番」の着到（出勤簿）に由来するとみられる。小番衆が百日和歌に参加する例は、寛正六年（1465）の後花園上皇期にあり（『綱光公記』）、当初の「着到歌」は、天皇（上皇）が行っていた「百日和歌興行」に、小番衆が当直日のみ詠進するという形式であったことを明らかにした。これを文明七年、参加者全員が百日百首を詠むという興行に再編した人物こそ後土御門天皇であり、その意図には、廷臣の内裏祇候の頻度を上昇させることで、応仁の乱以後の世上不安に対応することにあつた可能性を指摘した。

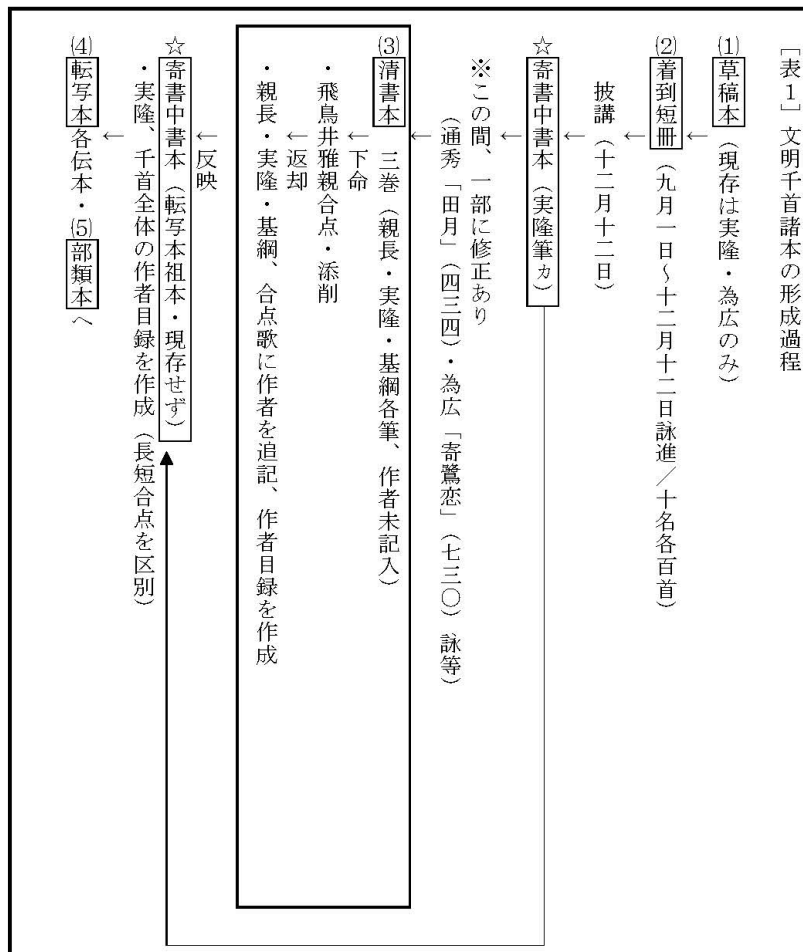
### 第四章 歌書本文の形成と内題における「続歌」の機能 —文明十三年着到千首から—

本章では、文明十三年（1481）九月一日より禁裏で開催された着到千首和歌（『文明千首』）の歌書面を検討した。

まず、現存諸本を形態ごとに掲出・分類し、(1)草稿本・(2)詠進短冊・(3)清書本・(4)転写本・(5)部類本の五種とした。このうち新たに見出された(3)清書本（(2)詠進短冊の寄書

原本)である宮内庁書陵部鷹司本(鷹・647、「[点取]続千首和歌」)を詳しく紹介した。

ついで5段階(①～⑤)の本文の形態を相対化し、特に③清書本と④転写本系の関係性を分析した。両者の本文を精査するに、通常想定される「③清書本→④転写本」という順序とはことなり、④転写本系の本文が③清書本に先行していることが明らかになる。そこで成立当時の記録にあたると、③清書本の前段階に位置する「中書本」の存在が示されており、この中書本こそが、④転写本系の共通祖本であると結論した。その上で①草稿本から、⑤部類本に至るまでの本文の形成過程を復原し、[表1]として以下のように図式化した。



ついで清書本のみに見える「続千首和歌」という内題に注目し、その意味するところを検討した。「続」の文字はこの興行が「続歌」であることを示すものである。これを踏まえて続歌の定義を検証すると、室町期においては従来指摘されていた「当座性」は必須の要素でなく、むしろ「定数歌題を複数人で分担して詠む」という点が続歌の主要

素と認識されていたことが明らかになる。また、現存する続歌の寄書原本を参照すると、多くが無記名であり、批点に供されることを主眼に置いた写本であることが指摘できる。内題にて「続歌」であることを示す意味は、それが点者の手に渡った際、個人の定数歌（「詠 n 首和歌」とする）であるか、複数人による続歌であるかを示すことにあった可能性を指摘した。

#### 附録：足利義政全歌集（附、初句索引）

本論文末尾に「附録」として、諸書から蒐集した義政の現存歌 1516 首を「足利義政全歌集」として成立順に一覧し、さらに「初句索引」を付した。